

重要事項説明書

～生命傷害共済のご契約にあたって～

岐阜県火災共済協同組合

この説明書は、ご契約に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項をまとめたものであり、ご契約前に必ずお読みいただいた上でお申し込みいただきますようお願い申し上げます。また、本説明書では「契約の概要」および「注意喚起情報」をご説明しておりますので、詳しくは約款等も併せてお読みいただき、ご不明な点がございましたら、当組合または取扱代理所までお問い合わせください。ご契約者以外に生命傷害共済をご利用いただく方（被共済者）にもここに記載されている事項をお伝えください。

契約概要のご説明

1. ご契約に際しての重要事項

(1) 共済契約の種類のご確認

生命傷害共済には、次の共済契約の種類があり、それぞれ 保障内容が異なっております。ご契約に際しましては、保障内容を十分にご確認・ご了解くださいますようお願いいたします。

① 生命傷害共済契約

被共済者の傷害または災害による死亡、高度障害および後遺障害事故のほか、疾病による死亡や高度障害事故に対して保障します。また、この共済契約には、傷害または災害による医療共済金給付特約を付加して契約することができます。

② 傷害共済契約

上記生命傷害共済契約の保障内容から疾病による保障を除きます。

③ 生命共済契約

被共済者の死亡・高度障害事故に対して保障します。

④ 生命傷害共済セット特約契約（ほほえみ共済）

被共済者の一般傷害または交通傷害による死亡、高度障害、後遺障害、入院事故のほか、疾病による死亡や高度障害事故に対して保障します。

(2) 保障内容

被共済者の傷害または災害による死亡、高度障害および後遺障害のほか、疾病による死亡、高度障害に対して保障します。また、この共済契約は、傷害入院・傷害通院・交通傷害入院 共済金給付特約等を付加して契約することができます。

2. 共済期間

共済契約の申込日の翌月 1 日午前 0 時から 1 年間とし、共済期間満了の日の午後 12 時に終わります。

3. 更新継続

共済契約の更新は、共済期間満了の日の 30 日前までに、共済契約者に対して更新に関する内容を通知し、更新前の契約条件にて自動更新されます。ただし、次の場合は更新されません。

- ・ 共済契約者から、共済期間満了の日の 14 日前までに、「共済契約を更新しない」旨を当組合に通知した場合。
- ・ 更新時の被共済者の年齢が、契約取扱規定による引受契約年齢の範囲を超える場合。
- ・ 契約取扱規定により、更新時に共済契約の種類または共済金額の変更が必要な場合。

4. 共済掛金の払込方法

共済掛金は、申込と同時に払い込まなければなりません。

ただし、1 ヶ月、3 ヶ月および 6 ヶ月の分割払をすることができます。分割払の場合、払込期限は、払込方法又は払込回数の共済期間開始の日の応当月の属する月の末日までとし、期限までに払込みがないときは、共済契約は失効となります。ただし、共済掛金の払込みを完了する前に、死亡共済金または高度障害共済金の支払事由が生じた場合で、共済掛金に未納分があるときは、これを徴収します。

注意喚起情報のご説明

1. クーリングオフ（契約申込の撤回等）制度

当組合の生命傷害共済は、共済期間が 1 年を超えるご契約は出来ませんので、クーリングオフ制度の対象ではありませんのでご注意ください。

2. 告知義務・通知義務等

(1) ご契約に際しての注意事項

ご契約者にはご契約の締結に際し、当組合が重要な事項として告知を求めた事項（以下「告知事項」といいます。）にご回答いただく義務（告知義務）があります。告知事項について事実と異なる記載をされた場合には、ご契約を解除させていただくことがあります。また、その場合、既に発生している疾病・傷害については共済金をお支払いできない場合があります。※本共済では申込書等に★印が付された項目が告知事項となります。また、共済契約の

種類、またはご契約金額により、当組合所定の健康状態通知書が必要となることもあります。この場合、被共済者の健康状態について、誤りや漏れのないようにご記入していただき、ご押印のうえ、共済契約申込書といっしょにご提出ください。

(2) ご契約金額のご確認

生命傷害共済には、被共済者の年齢により、共済金額に引受限度額を設けておりますので、ご契約の際は共済金額をご確認のうえお申し込みください。なお、契約時に、被共済者の契約年齢が引受対象年齢の範囲外であった場合は、共済契約は無効となります。

(3) ご契約後の留意事項

ご契約者はご契約の締結後に、ご契約者の住所を変更される場合には、取扱代理所または当組合にご通知ください。ご通知いただかないと、ご契約、お支払いに支障がでることがあります。

(4) 事故発生のご連絡

被共済者が身体障害を被った場合は、その原因となった身体障害の発生の日から、その日を含めて 30 日以内に当組合または取扱代理所にご連絡ください。正当な理由がなく通知が遅延したり、事実を告げなかった場合、または事実と異なることを告げた場合には、共済金を減額してお支払いする場合がありますのでご注意ください。

3. 共済責任の開始時期

(1) 初年度契約の場合、共済掛金を払い込んだ日の翌日の午前0時から保障を開始します。

(2) 共済掛金は分割払の場合を除いて、ご契約と同時に払い込みください。

4. 共済金をお支払いできない主な場合

この共済では、次のような場合には共済金をお支払いできません。なお、免責事由の詳細は普通共済約款の「共済金を支払わない場合」の項目に記載されておりますので、ご参照ください。

(1) 死亡共済金

- ① 被共済者の自殺（初年度契約の責任開始日から共済期間満了の日までの自殺）
- ② 共済契約者または共済金を受け取るべき者（共済契約者または共済金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関）の故意または重大な過失
- ③ 被共済者の闘争行為または犯罪行為
- ④ 被共済者に対する刑の執行
- ⑤ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱、その他これらに類似の事変または暴動（群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。）

(2) 高度障害共済金

- ① 共済契約者または共済金を受け取るべき者（共済契約者または共済金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関）の故意または重大な過失
- ② 被共済者の故意または重大な過失
- ③ 被共済者の闘争行為または犯罪行為
- ④ 被共済者に対する刑の執行
- ⑤ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱、その他これらに類似の事変または暴動（群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。）

(3) 傷害死亡共済金、傷害高度障害共済金および後遺障害共済金

- ① 被共済者の自殺
- ② 共済契約者または共済金を受け取るべき者（共済契約者または共済金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関）または 被共済者の故意または重大な過失
- ③ 被共済者の闘争行為または犯罪行為
- ④ 被共済者に対する刑の執行
- ⑤ 被共済者の精神障害または泥酔状態の間に生じた事故
- ⑥ 被共済者の脳疾患、疾病、心神喪失
- ⑦ 被共済者の妊娠、出産、早産、流産または外科的手術その他の医療処置
- ⑧ 被共済者の薬物依存による事故
- ⑨ 被共済者が危険な運動を行っている間に生じた事故
- ⑩ 被共済者が、法令に定められた運転資格を持たないで、または、運転資格の停止中に自動車もしくは原動機付自転車を運転している間に生じた事故
- ⑪ 被共済者が、酒に酔った状態で自動車もしくは原動機付自転車を運転している間に生じた事故
- ⑫ 被共済者が、麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車もしくは原動機付自転車を運転している間に生じた事故

- ⑬ 地震、噴火または津波
- ⑭ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱、その他これらに類似の事変または暴動（群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。）
- ⑮ 核燃料物質、もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- ⑯ ⑭から⑮の事由に随伴して生じた事故またはこれらにともなう秩序の混乱に基づいて生じた事故
- ⑰ ⑯以外の放射線照射または放射能汚染など

5. 共済契約の無効

次の①から③までのいずれかに該当する事実があった場合は、ご契約は無効となります。

- ① 共済契約者が共済金を不法に取得する目的または第三者に共済金を不法に取得させる目的をもって共済契約を締結した場合。この場合、共済掛金は返還しません。
- ② 共済契約者以外の者を被共済者とする共済契約について、その被共済者の同意を得なかった場合は、ご契約は無効となります。この場合は、共済掛金の全額を返還します。
- ③ 共済契約締結の当時、被共済者の年齢が引受対象年齢の範囲外であった場合。この場合、共済掛金の全額を返還します。

6. 共済契約の取消し

共済契約者、被共済者または共済金を受け取るべき者の詐欺または強迫によって共済契約が締結された場合は、ご契約の取消しをさせていただきます。この場合は、共済掛金は返還しません。

7. 共済契約の失効

次の①から③までのいずれかに該当する場合、ご契約は失効となります。

- ① 分割払の共済契約で、払込期日までに共済掛金が払い込まれなかった場合。
- ② 共済契約締結の後、被共済者が死亡した場合。ただし、共済掛金の払込みを完了する前に、死亡共済金の支払事由が生じた場合で、共済掛金に未納分があるときは、これを徴収します。
- ③ 被共済者が、高度障害状態により高度障害共済金が支払われた場合。ただし、共済掛金の払込みを完了する前に、高度障害共済金の支払事由が生じた場合で、共済掛金に未納分があるときは、これを徴収します。

8. 重大事由による共済契約の解除

次の①から④までのいずれかに該当する事由がある場合は、ご契約を解除することがあります。

- ① 共済契約者、被共済者または共済金を受け取るべき者が、当組合に共済金を支払わせることを目的として身体障害を生じさせたことまたは生じさせようとしたこと
- ② 共済契約者または共済金を受け取るべき者が、共済金の請求に関し、詐欺があったことまたは詐欺行為を行おうとしたこと
- ③ 他の共済契約等との重複によって、被共済者に係る死亡共済金額、入院共済金日額、通院共済金日額等の合計額が著しく過大となり、共済制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること
- ④ ①から③までに掲げるもののほか、共済契約者、被共済者または共済金を受け取るべき者が、①から③までの事由がある場合と同程度に当組合のこれらの者に対する信頼を損ない、この共済契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと

9. 解約と解約返れい金

ご契約を解約（解除）される場合には、取扱代理所または当組合にご連絡ください。解約（解除）の条件によっては、当組合の定めるところにより共済掛金を返還させていただくことがあります。詳しくはお問い合わせください。

10. 個人情報の取扱いに関する事項

当組合は、共済契約申込書の項目にご記入いただく氏名・住所・電話番号・共済の対象などお預かりする個人情報を適切に取り扱い、下記のとおり安全管理に努めますので、趣旨をご理解のうえ、あらかじめご了承くださいようお願い申し上げます。

（1）個人情報の利用目的について

当組合は、共済契約者または被共済者から提供された情報について、共済制度の健全な運営とサービスの提供等のため、次の目的の達成に必要な範囲において利用させていただきます。

- ① 共済契約の引受け、管理・履行、共済金の支払および付帯サービスの提供。
- ② 共済事故の調査（医療機関・当事者等の関係先に対する照会等を含みます。）。
- ③ 当組合、全日本火災共済協同組合連合会・全国共済商工 協同組合連合会のほか、当組合の提携先企業・団体等の共済商品・金融商品・各種サービスの案内・提供。

（2）個人情報の第三者提供について

当組合は、ご契約者から提供された情報について、共済制度の健全な運営のため、個人情報の保護に関する法律、

その他の法令等に規定されている場合のほか、次の場合についても第三者に提供させていただきます。

- ① 上記（１）に定める利用目的の範囲内において、全日本火災共済協同組合連合会・全国共済商工協同組合連合会のほか、当組合の提携先企業・団体等と共同利用する場合。
- ② 共済契約の適正な引受け、共済金の適正な支払および不適切な共済金の請求等を防止するため、共済団体・保険会社等の間において、共済契約、共済事故、共済金請求または共済金支払等に関する情報を交換する場合。
- ③ 共済金の適正かつ迅速な支払を行うために必要な範囲内の情報を、医療機関・調査会社、共済団体・保険会社・当事者等の関係先に提供する場合。
- ④ 再共済契約の締結または再共済金の受領等のため、再共済取引先に対して再共済契約上必要な情報を提供する場合。なお、ご契約者が上記の内容にご同意いただけない場合には、共済契約をお引き受けすることができませんので、ご了解ください。

11. 組合員資格のご確認

ご加入にあたり、ご契約者の組合員資格について確認させていただきます。なお、新たに組合員となる場合は出資金が必要となります。また、組合員以外のご契約はお取扱できない場合があります。詳しくはお問い合わせください。

12. 共済契約証書および共済掛金領収書の保存

共済契約証書および共済掛金領収書は大切に保存してください。

13. 共済金の削減、共済掛金の追徴

当組合は、異常災害等その他の事由により損失金を補てんするため、共済金を削減、または共済掛金を追徴することがあります。

14. 共済金請求のお手続きについて

- ① 事故のご連絡をいただいた場合には、当組合または取扱代理所より、共済金請求手続きに（共済金請求際してご提出いただく書類）関してご案内いたします。具体的な必要書類につきましては、事故発生時にご案内いたします。
- ② 共済金請求権については、時効（３年）がありますのでご注意ください。なお、時効の日数については、共済金請求権の発生時期の翌日から起算します。

ご契約に際しては、上記の重要事項説明書および生命傷害共済普通共済約款ならびに特約を十分にご確認・ご了解のうえ、共済契約申込書をご提出ください。

なお、共済契約申込書にいただく申込人印は、この重要事項説明書を受領・同意確認された印も兼ねておりますので、ご了承ください。

共済に関する苦情・ご相談	
当組合への苦情、ご相談等は下記にご連絡ください。	
電話 ０５８－２７２－３５５５	
受付時間 平日の８：３０～１２：００、１３：００～１７：００	
下記窓口でもご相談等をお受けします。	
全日本火災協同組合連合会	日本共済協会共済相談所
０１２０－５１１－０７７	０３－５３６８－５７５７
受付時間 平日の９：００～１２：００、１３：００～１７：００	